

各中学校バスケットボール顧問の先生方へ

宮崎県バスケットボール協会中学部

眼鏡・アンダーウエアー、サポーター等についての規定

昨年度、地区ごとに競技規則の解釈に違いがあり、九州中学春季選手権県予選で混乱がありました。

その反省を踏まえ、上記の件について県全体で見解を統一し、今後の大会で混乱のないようにしたいと考えています。

基本的には日本バスケットボール協会で定めた「バスケットボール競技規則並びに解説」に従うものとしますが、解釈の幅が広い部分について、宮崎県バスケットボール協会中学部独自で見解を統一する趣旨であること、および競技規則等の改訂や現実に沿わない事項が出てきたときは再検討することがある、ということをご承知願います。つまり、他のカテゴリーや他県においては解釈の違いがある場合もあり得ること、次年度以降は変更もあり得ることをご理解ください。

今年度は、「①眼鏡」「②アンダーウエアー、サポーター等」について、宮崎県バスケットボール協会中学部の規定に従い、県協会および中体連主催の大会を行います。

各チーム関係者への周知徹底をお願いします。

○ 添付文書

- ・ 参考資料①②
- ・ 宮崎県バスケットボール協会中学部規定

4.4 そのほかの身につけるもの

4.4.1 プレイヤーは、バスケットボールのプレイをするのにふさわしくないもの、ゲームに支障をもたらすものを身につけてはならない。

身長や腕の長さを補ったり、そのほかどのような方法であれ、不当な利益をもたらすような用具・器具を使用したり着用したりしてはならない。

4.4.2 プレイヤーは、ほかのプレイヤーに危険をもたらすものを着用してはならない。

(1) 次のものは身につけてはならない。

・ 指、手、手首、前腕、ひじの固定具や防具で、皮革、プラスティック、ソフト・プラスティック、金属、そのほか硬い素材でつくられているもの

これらの防具は、表面をやわらかい素材で覆ってあっても身につけてはならない。

・ ほかのプレイヤーに切り傷やすり傷を与えるようなもの（指の爪は短く切っておくこと）
・ 髮飾り、頭にかぶるもの、貴石・宝石類（指輪・チェーン、ピアスなど）

(2) 次のものは身につけてもさしつかえない。

・ 上腕、肩、大腿部や下肢の防具で、十分に表面を覆ってあるもの
・ 十分な覆いをしてあるニーパレイス（膝の防具）

・ 負傷した鼻のプロテクター

これは硬い素材でつくられたものでもよい。

・ 無色透明なマウス・ガード（マウス・ピース）

・ ほかのプレイヤーが負傷しないように、破損の防止に配慮してある眼鏡

・ 布やソフト・プラスティックあるいはゴムでつくられた、幅5cm以下の単色のヘッド・バンド

・ シャツからはみ出してしまう上半身用および腕用のサポートー様のもの（パワー・サポートー、パワー・スリーブなど、通常のサポートーも含む）を着用しても良いが、その場合はシャツと同様の色のものでなければならない。

4.4.3 規則に示されていない用具・器具の使用や着用については、あらかじめ大会主催者の承認を得ておかなければならない。

3. 第4条 チーム

(2) 旧競技規則第4条4.3.1-(4)が条文から削除された。すなわち、パンツの下にパンツより長いパンツ様のもの（パンツからはみ出してしまうアンダー・ガーメント、パワー・タイツなど）をはくことは、パンツと同様の色であっても認められなくなった。

パンツからはみ出さないものについては、着用してもさしつかえない。

(3) 上記(2)に関連して、ソックス様・ストッキング様の下肢部のサポートーやソックス様・ストッキング様ではなくても大腿部のサポートーの着用については、パンツと同様の色のものであれば認められる。

また、これらを着用する場合は、下肢部のものは膝下までのもの、大腿部のものは膝上までのものでなければならない。

いずれの場合でも、チーム内に着用する者と着用しない者がいてもさしつかえない。

(4) 旧競技規則第4条4.3.1-(3)（上半身用および腕用のサポートー様のものの規定）を第4条4.4.2-(2)に統合したが、内容に変更はない。

(5) 審判やスコアラーがユニフォームの色をはっきりと識別できるようにするために、テーピングを施した部位がシャツやパンツからはみ出てしまっている場合は、それぞれシャツやパンツと同様の色のサポートーを用いて覆っておくことが望ましい。

(6) 上記(2)～(5)の規定にかかわらず、ユニフォームのシャツの下にTシャツを着用することは認められない。

ユニフォームのシャツやパンツからはみ出さないTシャツ以外のアンダー・ウェア、サポートーなどについては特に禁止されず、はみ出さない部分に関しては色も規定されていない。

「2013年バスケットボール競技規則並びに解説」を踏まえ、宮崎県バスケットボール協会中学部としては次のように規定する。

① 眼鏡について

- 競技中、接触がないのにコートに落ちてしまう眼鏡、破損や怪我の恐れのある材質を使用してある眼鏡については使用を禁止する。これは、競技の不必要な中断や破損時のプレイヤーへの怪我を想定したものであり、競技規則の「ほかのプレイヤーに危険をもたらすもの」と考える。
ゴムバンド等の落下防止策を講じてあり、かつ破損防止・怪我防止をしてある眼鏡については着用を認め、競技に参加しても良いこととするが、相手プレイヤーの通常あり得る接触により競技中に落下するようであれば、審判および大会本部の判断で途中から着用できない場合もある。
経済的な問題や管理上の問題もあり強制はできないが、ゴムバンドの装着やゴーグルタイプの眼鏡、コンタクトレンズ使用を推奨する。

② アンダーウエア、サポーター等について

○ 上半身のアンダーウエア着用について

- ・ シャツからはみ出してしまう上半身用および腕用のサポーター様のもの(パワー・サポーター、パワー・スリーブなど、通常のサポーターも含む)を着用してもよいが、その場合はシャツと同様の色のものでなければならない。
しかし、現状は多種色のアンダーウエアが販売されておらず、市販品は限られた色しかないため、同様の色を同系色と読み替える。従って、チームで同系色で統一して着用することとする。それでもユニフォームと同系色が無い場合は、チームで相談し統一色を採用するのが望ましい。**濃色ユニフォームの場合はモノクロの濃淡と解釈して、黒色で統一することも認める。**ただし濃色ユニフォームなので白色系の明るい色は避けること。

淡色のユニホームは白と規定しているため、**淡色(白)チームが着用するアンダーウエアは白色または肌色とする。他の色は認めない。**これは相手チームのユニホームの色に近い色のアームカバーや長袖を着用すると、腕の色が保護色になり、接近した攻防の場合手を使ったブロックなど、解説(5)で記述している「色をはつきり識別できない」という不利益を生じる。これは、競技規則4.4.1に記載されている通り、「身長や腕の長さを補ったり、そのほかどのような方法であれ、不当な利益をもたらすような用具・器具を使用したり着用したりしてはならない。」に該当するものと考える。

その他、**Tシャツは解説(6)の通り使用できない。**

また、「シャツからはみ出さない」とは、直立したときにはほぼ見えない状況を指す。**体格とサイズの合わない首や肩口からアンダーウエアがはみ出すユニフォームを使用しているプレイヤーは、同じチームのプレイヤーとデザインが変わらないよう留意し、補正することを考慮してもらいたい。**野球用のハイネックのアンダーウエアを着用しているプレイヤーを見かけるが、**バスケットボール専用のものか他競技用のVネックのアンダーウエアを購入すること。**

○ 下半身のアンダーウエア着用について

- ・ 2013年規則改正により、パンツからはみだすアンダーウエアの項が削除されたため、パンツと同様の色のものであっても、はみだすものは認められなくなった。また、下肢部のものは膝下までのもの、大腿部のものは膝上までのものと規定された。[解説(2),(3)]
これらについては、毎試合審判がパンツの裾を持ち上げる訳にもいかず、更に膝関節のサポーターを着用する場合が多いため、従来通りのサポーター様のタイプを着用しても良い。この考えは、下半身のアンダーウエアがサポーター様のものであり、同系色の色でチームで統一したものならば認められる。但し、膝用サポーターが黒が多いため現実的には色は黒しか有り得ず、**ユニホームの濃色、淡色とも選択肢は黒になる。**従って、**淡色のチームがパンツからはみだしてしまう着衣を使用する場合は、色をチームで統一すれば黒でもかまわない。**脚部は手と異なり、接近した攻防でも判定に影響する事例は少ないので両チームが黒色で重なっても問題は少ないと考えられる。一部に他の色のサポーターや模様の入ったアンダーウエアを着用する者もいるが、チームで統一したデザインや色であれば認めるが、一人だけ異なる場合は外してもらう。

購入はチーム指導者と協議して最良のものを購入することが望ましい。

ただし、特殊なサポーターで色やデザインが異なり必要不可欠な用具は試合前に大会関係者に話し、許可を得て着用すること。

- ※ **『チームで統一する』とは、チーム全員が着用するという意味ではなく、着用するプレーヤーのみがチームで統一するということである。**

サポーター様のものとは、一般にサポーターと称する下記の用具である。

- 1) 筋肉を圧迫して腱に加わる力を分散(テニスエルボ対策用など)させたり、肉離れを抑制または保護するための物
- 2) 関節を圧迫し、関節のズレやじん帯の補強・保護を図る物
- 3) 関節の動きを制約し、動く方向を矯正する物
- 4) 体表を緩く締め上げ、体表の膨張を抑止し、末梢血管に滞留する血液を圧迫して排除し、血液循環を良好にするコンプレッション・ストッキングス(compressionstockings)